

## 第4期最終評価の概要と第5期対策について

### 1 第4期最終評価の概要

#### (1) 趣旨

次期対策に向けて事業の効果や課題を検証するため、市町村、県、国の各段階で評価を実施

#### (2) 評価結果

##### 【市町村の評価】

##### 9割以上の市町村がA・Bと判定

区分	市町村数	割合 (%)
A おおいに評価できる	17	23.9%
B おおむね評価できる	52	73.2%
C やや評価できる	2	2.8%
合計	71	100%

※D～G評価とした市町村はなし

##### 【県の評価】 B：おおむね評価できる

##### ○効果

耕作放棄地の発生を防止し、農地における多面的機能を維持するとともに、集落・地域の活性化に効果を発揮している。

##### ○課題

高齢化・過疎化の進行による協定参加者の減少、リーダーや活動の核となる人材の不在

##### 【国の評価】

本制度により、水路 7.3 万 km、農道 6.7 万 km の維持管理や、耕作放棄の発生防止により中山間地域等の農用地 7.5 万 ha の減少が防止されたことにより、農用地の多面的機能が維持・発揮された。

一方、より効果的な取組に向けて、以下の検討が必要。

- ① 集落の将来像の明確化、後継者の育成や外部人材の確保、関係人口の増加
- ② 集落協定の広域化などを通じた、集落機能の強化、持続的・安定的な体制の構築
- ③ スマート農業の導入等による生産性を向上する取組の促進
- ④ より取り組みやすい制度になるよう事務負担の軽減や交付金返還措置の見直し

### 2 第5期対策のポイント（令和2年度～6年度）

高齢化や人口減少が著しい中山間地域等において、農業生産活動の継続に向けた前向きな取組への支援を強化。

#### ○主な改正内容

- ① 中山間地域の農業や集落の維持を図るため、体制整備単価要件を「集落戦略の作成」に一本化（集落の話し合いにより、6～10年後の協定農用地や集落全体の将来像、課題、対策等を明確化）
- ② 地域農業の維持・発展のため、前向きな取組に対する加算措置の新設・拡充（棚田地域振興法に基づき棚田地域の振興を図る取組を行う場合の「指定棚田地域振興活動加算」の新設など）
- ③ 農業者に安心して取り組んでいただけるよう遡及返還措置の見直し（農業生産活動等を継続できなくなった場合の遡及返還の対象農用地を「協定農用地全体」から「当該農用地」に変更）

### 3 本県の取組の方向性

協定集落では高齢化が進行していることから、第5期対策においては将来に向けた持続的・安定的な体制づくりが急務となっている。

取組例の共有などにより、集落戦略の作成、集落協定の広域化など将来を見据えた取組や加算措置活動を促進することで、引き続き協定農用地の維持・拡大に取り組んでいく。